

指定工場の皆様へ

普通騒音計移動検定について

指定工場で使用されている検査用機器については国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から1年以内に校正を受けるよう法令で定められています。検査用機器の中で騒音を計測する機器が音量計ではなく騒音計を保有している場合には、5年毎に日本品質保証機構が行う検定を受ける必要があります。

この度、下記のとおり日本品質保証機構より令和3年度も騒音計の移動検定を行う旨連絡がありましたのでお知らせします。

また、案内ハガキは全ての指定工場に送付されますので、対象となる事業場につきましては令和3年1月14日（金）までに申し込みをお願いします。

※申し込みが間に合わなかった場合でも、当日受け付けるということですが、この場合も事前に申し込みをお願いします。

記

1. 日時、場所

令和3年2月1日（火） 受付時間 10:00～15:00

（一社）佐賀県計量協会 佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝119

2. 申込先 〒839-0801 福岡県久留米市宮ノ陣3-2-33

一般財団法人 日本品質保証機構 九州試験所

電話 0942-48-7763（代表）

FAX 0942-48-7760